

資料 3

外国人住民に対する
手続き案内の
一体的な運用に
ついて

(法務省・総務省
提供資料)

〇〇市のホームページにおける案内(日本語ページ)



〇〇市外から引越してきたとき(転入届・外国人の住居地届出)

(例)

▲届出期間

引越してきた日から14日以内

▲対象となる方

〇〇市以外の市区町村から〇〇市に引越してきた方

▲届出する人

- ・原則として本人
- ・代理人に委任することもできます。(委任状が必要です)

▲届出方法

窓口にならえつけてあります「住民異動届」に記入のうえ、次に掲げる「届出に必要なもの」ともにお出してください。

▲届出に必要なもの

- ・前住所地の市区町村の役所が発行した転出証明書
- ・届出人の本人確認ができる書類
(有効期限内の運転免許証・旅券(パスポート)または住民基本台帳カード等)
- ・国民健康保険証(既に国民健康保険に加入している世帯に入る方)

★中長期在留者又は特別永住者の方については、入管法又は入管特例法上の届出も必要であり、同届出を行うためには在留カード又は特別永住者証明書が必要となりますので、在留カード又は特別永住者証明書も持参してください(本人又は世帯員が外国人住民である場合、世帯に属する外国人全員の在留カード又は特別永住者証明書が必要となります。)

その際、在留カード又は特別永住者証明書によって本人確認ができますので、上記の「届出人の本人確認ができる書類」を別途持参していただく必要はありません。

在留カード又は特別永住者証明書を持参いただけないと、窓口で2度訪れていただかなければならなくなるため、ご注意ください。

必要な書類や手続について両制度を分けることなく一括して案内することを徹底することにより、書類忘れによる外国人住民の手続負担増を回避することができるのではないか。